

裁判長印



## 調書(決定)

事件の表示						
決定日	令和3年3月9日					
裁判所	最高裁判所第三小法廷					
裁判長裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	戸倉三郎 宮崎裕子 宇賀克也 林道晴					
当事者等	申立人 同訴訟代理人弁護士竹内綱己ほか 相手 同代表者市長桑伊藤徳宇ほか 同訴訟代理人弁護士赤木邦男ほか 相手 同代表者法務大臣上川陽子 同指定代理人長沼俊樹					
原判決の表示	名古屋高等裁判所 (令和2年6月19日判決)					

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和3年3月9日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 山之内 憲



これは正本である。

令和3年3月9日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

山之内 憲

